

# (熊谷市) 記者クラブ取材情報

## 事業の名称等

### 障害児（者）生活サポート事業に係る補助金の返還命令について

1. 実施日時等 平成 24 年 2 月 20 日 ( ) 午前・午後 時 分から  
平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで

2. 会場・主催地

3. 主催者・関係者 熊谷市本町 1 丁目 180 番地

(1) 団体名等 特定非営利活動法人 W I S H

(2) 代表者名 理事長 齋藤 初美 TEL 048-524-3567

4. 事業内容 本事業は、在宅の障害児（者）の生活を支援するため、市に登録した団体が本事業の利用を許可された障害児（者）に対して、送迎や見守り等のサービスを提供する事業で、その時間数により補助金を交付するものです。

上記法人の平成 22 年度の補助金申請の一部に不適切なものがあったため補助金の返還を命じたものです。 返還命令額：236,550 円

5. 目的・理由

サービスの質の低下を招かぬよう事業実施要綱等の規定に基づいて、補助金の返還と、再発防止に向けて改善を求めたものです。

6. 経緯・経過 平成 23 年 11 月 2 日、同法人に対して実地調査を実施。

申請の正当性を確認できなかったものがあり、法人側に説明を求めた。説明等得られなかったものについて平成 24 年 2 月 20 日付けで補助金の返還を命令した。

7. 影響・効果

サービスの質の回復と利用者の安全確保等が図られる。

8. この事業の実施による特記事項

根拠法令：

「熊谷市補助金の交付手続きに関する規則」第 16 条及び 17 条、

「熊谷市障害児（者）生活サポート事業実施要綱」第 14 条

(1) 県内の状況

ア. 県内で初めて イ. 県内で 番目

(2) 他市が実施している事業に比べて本市の特色

・他市と同じ

※ 資料の有無 (  有 ・ 無 )

担当課 障害福祉課

担当者 主幹 堀口 雅弘

連絡先 TEL 048-524-1111 内線 287

## 障害児（者）生活サポート事業に係る補助金の返還命令について

### 1 補助金返還命令の内容等

団体名（事業所名）：特定非営利活動法人「WISH」（レスパイトノア）

代表者：理事長 齋藤 初美

所在地：熊谷市本町1丁目180番地

返還対象：平成22年4月から平成23年1月の間の申請の一部

返還命令日：平成24年2月20日

返還命令額：236,550円

### 2 経緯及び不正の内容

平成23年11月2日、特定非営利活動法人「WISH」の行っている「障害児（者）生活サポート事業」について実地調査を実施したところ、

- ・ 1対1のサービス提供の原則が守られていなかったもの
- ・ サービス提供の実施を記録した日報がないため、申請との突合せができなかったもの、または不備があるため申請の正当性が確認できなかったもの等があった。

法人に対して説明を求めたところ、46件について説明が得られなかったため、「熊谷市補助金の交付手続きに関する規則」第16条及び17条、並びに「熊谷市障害児（者）生活サポート事業実施要綱」第14条に基づき補助金の返還を命じ、併せて、再発防止に向けて改善を求めたものです。

### ○「障害児（者）生活サポート事業」とは、

在宅の障害児（者）の生活を支援するため、市に登録した団体が本事業の利用を許可された障害児（者）に対して、送迎や見守りなどのサービスを提供した場合、その時間数によって30分あたり950円の補助金を交付するものです。

一人当たりの年間利用可能時間は、150時間までとなっており、利用者はサービス提供を確認した上で、自己負担額を支払うとともに、実施団体に対しそのつど利用券を渡すことになっています。

また、サービス提供は、利用者の安全とサービス内容の低下を招かぬよう、1対1で行うこととなっています。